

いじめ防止基本方針

「いじめは、決して許さない」

豊岡市立港中学校

令和 6年 4月

目 次

- 1 いじめの定義
- 2 校内組織体制
- 3 いじめの防止
 - (1) 基本的な考え方
 - (2) 教職員の協力協働体制
 - (3) 生徒の主体的な学習の場の創造
 - (4) 家庭や地域、関係諸機関との連携
- 4 いじめの早期発見
 - (1) いじめに気づく力を高める
 - (2) いじめの早期発見のための措置
 - (☆) チェックリスト
- 5 いじめへの対応
 - (1) 早期対応
 - (2) 基本的な考え方
 - (3) いじめの発見・通報を受けたときの対応
 - (4) いじめられた児童生徒又はその保護者への支援
 - (5) いじめた児童生徒への指導又はその保護者への助言
 - (6) いじめが起きた集団への働きかけ
 - (☆) ネット上のいじめへの対応
 - (☆) 関係機関との連携
 - (☆) 迅速な初期対応
- 6 いじめ防止に関わる年間指導計画

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

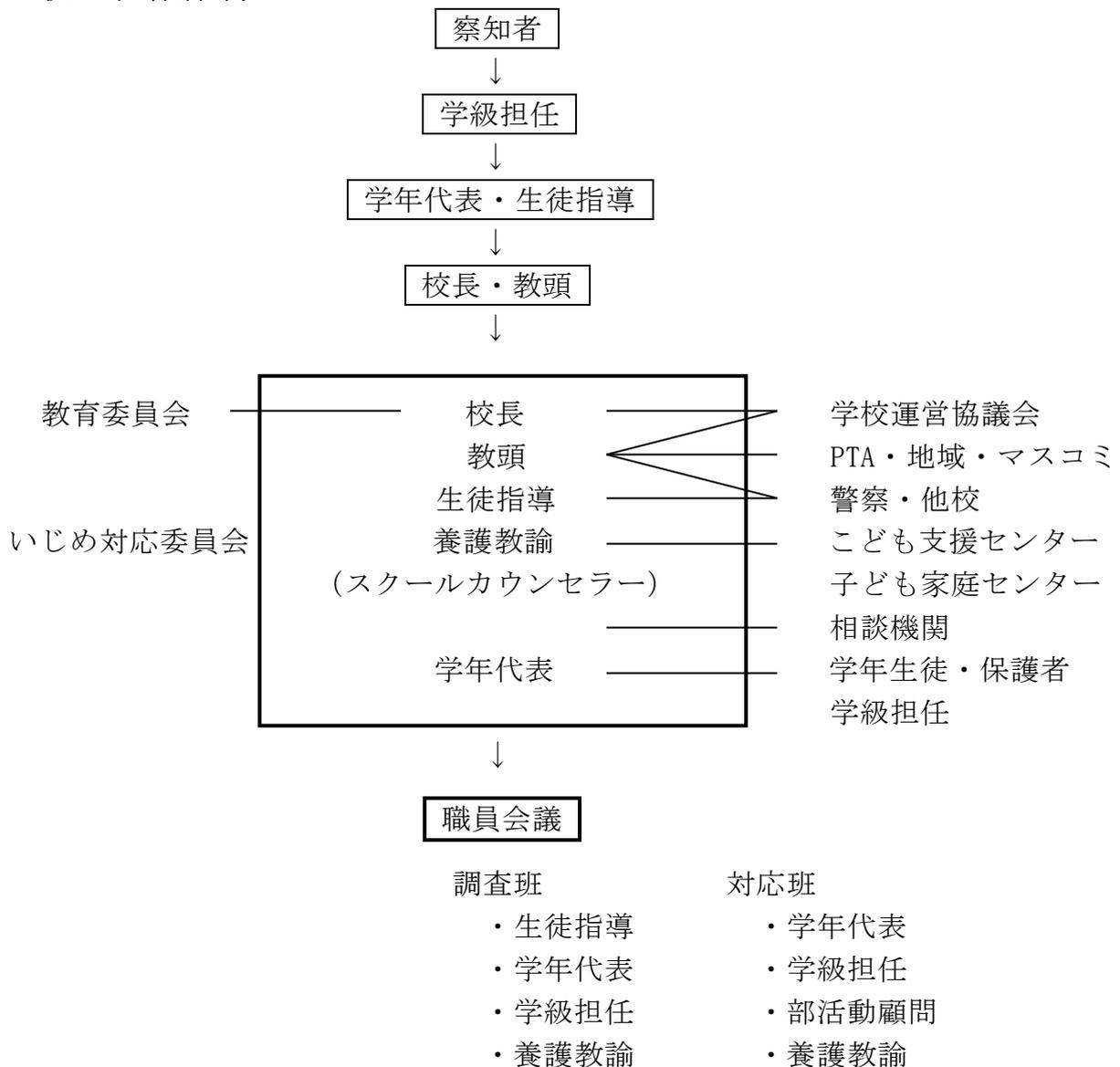
【いじめ防止対策推進法第2条】

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、いじめ対応チーム等の校内組織を活用して行う。

【「いじめの防止等のための基本的な方針」】

2 校内組織体制



3 いじめの防止(いじめの未然防止のための取組)

(1) 基本的な考え方

- ①教職員の気づき
- ②授業改善(分かる授業づくり)、学級づくり
- ③人権・道徳教育、体験活動の充実
- ④自尊感情、自己有用感、自己肯定感の育成
- ⑤生徒と向き合うためのゆとりある学校経営

(2) 教職員の協力協働体制

- ①明るい職場の雰囲気、良好な人間関係
 - ②教職員の資質向上のための校内研修
 - ・人権・道徳・情報モラル・教科授業・学級経営・生徒理解
 - ・いじめについての共通理解
- 保護者、教職員向け情報モラル研修会
生徒向け情報モラル研修会

(3) 生徒の主体的な学習の場の創造

- ①共感的理解を基盤とした学級活動
- ②授業での生徒の主体的な学習の場
- ③道徳的実践力を培う道徳の授業
- ④生徒会活動での様々な啓発活動
- ⑤体験的活動を重視した総合的な学習の時間
- ⑥地域に学び、地域に生きるための防災教育や福祉教育
- ⑦協力性と協調性を育てる部活動

(4) 家庭や地域、関係諸機関との連携

- ①オープンスクール等、「開かれた学校」の創造
- ②学校通信、学年通信の発行
- ③港学校園PTA連絡協議会の開催
- ④保護者・生徒を対象とした教育講演会の実施
- ⑤地域に根ざした教育活動の創造や地域の方や様々な分野の方の講師招聘
- ⑥PTAあいさつ立ち番の実施及び、“あいさつ”キャンペーンの実施
- ⑦豊岡市いじめ対応ネットワーク会議への参加
- ⑧「学警連絡会」「心と心でつながる市民会議」への参加
- ⑨こども支援センター、子ども家庭センターとの連携
- ⑩コミュニティーセンター、デイサービスセンターとの連携
- ⑪いじめ防止基本方針のホームページでの公開

4 いじめの早期発見

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員が子どもたちとの信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が子どもたちの小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められる。

また、子どもたちに関わるすべての教職員の間で情報を共有し、保護者や地域の方とも連携して情報を収集することが大切である。

(1) いじめに気づく力を高める

① 子どもたちの立場に立つ

- ・一人一人を人格のある人間としてその個性と向き合う。
- ・人権を守り尊重した教育活動を行う。
- ・人権感覚を磨き、子どもたちの言葉をきちんと受け止め、子どもたちの立場に立ち、子どもを守るという姿勢を大切にする。

② 子どもたちを共感的に理解する

- ・集団の中で配慮を要する子どもたちに気づき、子どもたちの些細な言動から、表情の裏にある心の叫びを敏感に感じとる。
- ・子どもの気持ちを受け入れることが大切で、共感的に子どもたちの気持ちや行動・価値観を理解するカウンセリングマインドを高める。

(2) いじめの早期発見のための措置

① アセスの実施と分析(6月・11月の2回実施)

- ・学級の状態を把握し、いごこちのよい学級づくりを工夫する。
- ・承認得点、被侵害得点の低い生徒に着目し、生徒理解につとめるとともに対応を工夫する。

② 定期的なアンケート(毎月)、教育相談の実施(5月、9月、2月)

- ・子どもの心を理解する強化月間を設定し、アンケートを実施し個別面談等を計画的に行う。

③ 日々の観察

- ・休み時間や昼休みなど、子どもの様子に目を配り、「子どもが居るところには教職員がいる」ことをめざし、子どもたちと共に過ごす機会を積極的に設ける。
- ・いじめ早期発見のためのチェックリストを活用する。

④ 生活ノートを活用

- ・コメントのやりとりから、信頼関係の構築を図る。

⑤ 教育相談

- ・チャンスカウンセリングなど、日頃から気楽に相談ができる環境づくり。
- ・スクールカウンセラーと気楽に相談ができる雰囲気づくり。

いじめ早期発見のためのチェックリスト

いじめが起こりやすい・起こっている集団

- 朝いつも誰かの机が曲がっている
- 掲示物が破れていたり落書きがあつたりする
- 班にすると机と机の間に隙間がある
- 学級やグループの中で絶えず回りの顔をうかがう子どもがいる
- 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せ付けない雰囲気がある
- 些細なことで冷やかしたりするグループがある
- 授業中、教職員に見えないように消しゴムを投げている
- 教職員がいないと掃除がきちんとできない
- グループ分けをすると特定の子どもが残る
- 特定の子どもに気を遣っている雰囲気がある

いじめられている子

● 日常の行動・表情の様子

- わざとらしくはしゃいでいる
- おどおど、にやにや、にたにたしている
- いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている
- 下を向いて視線を合わせようとしない
- 顔色が悪く、元気がない
- 早退や一人で下校することが増える
- 遅刻・欠席が多くなる
- 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる
- ときどき涙ぐんでいる
- 友だちに悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする

● 授業中・休み時間

- 発言すると友だちから冷やかされる
- 一人でいることが多い
- 班編成の時に孤立しがちである
- 教室へいつも遅れて入ってくる
- 学習意欲が減退し、忘れ物が増える
- 教職員の近くにいたがる
- 教職員が褒めると冷やかされたり、陰口を言われたりする

● 昼食時

- 好きな物を他の子どもにあげる
- 他の子どもの机から机を少し離している
- 食事の量が減ったり、食べなかったりする
- 食べ物にいたずらされる

● 清掃時

- いつも雑巾がけやゴミ捨ての当番になっている
- 一人で離れて掃除をしている

● その他

- トイレなどに個人を中傷する落書きがかかれる
- 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる
- 持ち物が壊されたり、隠されたりする
- 理由もなく成績が突然下がる
- 部活動を休むことが多くなり、やめると言い出す
- 服に靴の跡がついている
- ボタンがとれたり、ポケットが破れたりしている
- 手や足に擦り傷やあざがある
- けがの状況と本人が言う理由が一致しない
- 必要以上のお金を持ち、友だちにおごるなどする

いじめている子

- 多くのストレスを抱えている
- 家や学校で悪者扱いされていると思っている
- あからさまに、教職員の機嫌をとる
- 特定の子どもにのみ強い仲間意識を持つ
- 教職員によって態度を変える
- 教職員の指導を素直に受け取れない
- グループで行動し、他の子に指示を出す
- 他の子どもに対して威嚇する表情をする
- 活発に活動するが他の子にきつい言葉をつかう

5 いじめへの対処(発見したいじめに対する処置)

(1) 早期対応

- ①問題を軽視しない、早期の適切な対応。
- ②いじめられている子どもの苦痛を取り除くことを最優先に、迅速な指導。

(2) 基本的な考え方

- ①ひとりがかかえこまない。
- ②「いじめ対応委員会」を召集し、学年・学校全体で対応する。
- ③いじめられた生徒・いじめを知らせた生徒を徹底して守る。
- ④見守る体制を整備する。(登下校・休み時間・清掃時間・放課後等)

(3) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ①正確な実態把握をし、指導体制・方針を決定する。
- ②いじめた・いじめられた・いじめを知らせた生徒の指導と支援をする。
- ③保護者との連携をとる。
- ④今後の対応を検討する。

(4) いじめられた児童生徒又はその保護者への支援

①生徒に対して

- ・事実確認とともに、つらい気持ちを受け入れ、共感する。
- ・「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- ・必ず解決できる希望が持てることを伝える。
- ・自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。

②保護者に対して

- ・発見したその日のうちに、家庭訪問で保護者に事実関係を伝える。
- ・学校の方針を伝え、今後の対応について協議する。
- ・保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- ・継続して家庭と連携をとりながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- ・家庭での子供の変化に注意してもらい、些細なことでも相談するよう伝える。

(5) いじめた児童生徒への指導又はその保護者への助言

①生徒に対して

- ・いじめた気持ちや状況など十分に聞き、子供の背景にも目を向け指導する。
- ・心理的な孤独感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- ・いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。

②保護者に対して

- ・正確な事実関係を説明し、いじめられた生徒や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- ・「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- ・子どもの変容を図るために、今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

(6) いじめが起きた集団への働きかけ

- ①当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑制する仲裁者への転換を促す。
- ②「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級・学年・学校全体に示す。
- ③はやし立てたり、見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
- ④いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する。
- ⑤いじめに関するマスコミ報道や体験事例の資料をもとにいじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる。

☆ネット上のいじめへの対応

(1) 情報モラル教育の充実を図る

(2) 関係機関と連携したネット上の書き込みや画像等への対応

- ①書き込みや画像の削除等、具体的な対応方法を子ども、保護者に助言し、協力して取り組む。
- ②学校、保護者だけで解決が困難な事例は、警察等の専門機関との連携する。

(3) 書き込みや画像の削除に向けて

- ①被害の拡大を防ぐために、専門機関に相談し書き込み等の削除を迅速に行う。

<指導のポイント>

- ・誹謗中傷を書き込むことは、「いじめ」であり、決して許される行為ではないこと。
- ・匿名で書き込みができるが、書き込みを行った個人は必ず特定されること。
- ・書き込みが悪質な場合は、犯罪となり、警察に検挙されること。

☆関係機関との連携

(1) 教育委員会との連携

- ①いじめを把握したときは、学校で抱え込むことなく、速やかに教育委員会へ報告し、指導助言等の必要な支援を受ける。

(2) 警察との連携

- ①地域の警察との連携を図るため、定期的にまた必要に応じて学校警察連絡協議会を開催し、相互協力体制を整えておく。
- ②学校でのいじめが暴力行為や恐喝など、犯罪と認められる事案に関しては、早期に所轄の警察署や少年サポートセンターに相談し、連携して対応する。
- ③児童生徒の生命・身体の安全がおびやかされる場合には、直ちに通報する。